

木造家屋建築工事における激突され災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	11～ 12	1階外壁にて、サッシ下端のレベル墨を出している時、墨つぼ端部のカルコが、端部カルコをコンパネに刺し墨つぼを引っ張ったところ、カルコがパネルから抜けて顔面に向かって飛んできて、目に当たり眼球損傷した。	27	1～ 9
1	10～ 11	裏手の少し狭い所で雨天時に外部足場の解体作業中、足場材（1500手摺）を受け取りした時、雨で材料を取り損ねて滑り、手摺のくさび部分が親指と人差し指の間を強打し、左手を5針縫う怪我をした。	36	1～ 9
1	16～ 17	倉庫新築工事現場において、倉庫の建前作業中、足場の上でケタの所に木材（ヒノキ角材90cm×長さ400cm）を持ち上げたところ、手が滑って木材が落ちそうになったため慌てて木材を取ろうとした時に、木材が強く胸に当たり、胸骨を骨折した。	68	—
2	9～10	工場現場において重機アタッチメント交換をする際、鉄筋棒を穴に差そうとしたが入りにくかったので、オペレーターが、アタッチメント部分を少し動かした時アゴに鉄筋棒が当たってしまいアゴを負傷した。	47	—
3	16～17	工事現場に於いて内装大工工事中、誤って左中指先端を金槌で打ちつけた。	36	1～ 9
4	13～ 14	木造2階建て住宅新築工事現場で梁の上部に木材を設置する際、くぎ打ち機を誤って自分の方に発射させ、左親指にあたり切創した。	21	1～ 9
5	9～ 10	現場にて土台及び床根太作業時、隣で根太運搬中の被災者と、釘打作業をしていた別作業者の釘打機が接触した。その際、釘打機のトリガーに指を掛けていたため釘	57	1～

		が発射され、被災者のヘルメットの上から釘が刺さり被災した。		9
6	14～ 15	別荘解体現場で、周りにある立木を重機で撤去中、途中からチェーンソーに切り替えて切断していたところ、張力のかかった幹が跳ねて、左膝内側部分に当たり受傷した。	63	1～ 9
6	13～ 14	分譲住宅新築工事において、仮止木材（厚さ3cm、幅10.5cm、長さ4m、約5kg）の取り外し作業中、手が届く高さであったため、手を伸ばして作業を行っていたところ、手から木材が離れてしまい、顔に木材が当たり、鼻に骨折を負った。	36	1～ 9
7	10～11	新築工事の棟上げ準備中に、棟上げの木を組んでいる際、定位置に納まったと思った木が浮き、危ないと思った被災労働者が手で補助したところを、他作業員の打った掛矢が右手にあたり、損傷。	26	—
7	11～ 12	作業場にて物置の運搬を容易にする為に物置を作業台にあげて物置下に土台をつけたり、ワイヤーをかける作業中作業台がはずれ物置が滑り落ち足を負傷した。	74	1～ 9
7	19～ 20	倉庫内片付け中、足に工具を倒して怪我をした。（骨折）	38	10～ 29
7	14～ 15	事業者の作業工場における木材の加工中の事故である。自動かな盤使用时、木材の角がローラーの溝に引っ掛かり、進行方向に流れず反発し、勢いよく使用者の手元に戻ってきてしまい、右手を負傷した。	32	1～ 9
7	11～ 12	個人宅納屋新築工事に伴い、足場板上に座り、外壁の下地材をエアー式釘打機を使って留めていたところ、誤って外してしまい、右ひざの上部を打ってしまい負傷した。	44	1～ 9
9	14～ 15	センター内、モデルハウス新築工事現場にて基礎工事中、基礎の型枠を組んだ際、膝でコンパネを押さえながらカナヅチで釘を打っていたところ、空振り、拳丸部を打ってしまった。	41	1～ 9
9	16～	庭の解体工事において、石版（200cm×30cm×3cm、6枚、100kg程度）をユンボで吊って（高さ20cm～30cm程度）移動させていたとき、1t対応のベルトが切れて	45	1～

	17	しまい補助作業をしていた被災者の左足の甲に落ちてしまい、中足骨4本を骨折したものである。		9
10	14～ 15	アパート解体作業中、階段の鉄骨除却作業中、鉄骨のボルトを取る作業をするため移動中、重機で固定していた鉄骨が外れて、左太ももを負傷したもの。	61	1 ～ 9
10	11～ 12	建物内地上で鉄骨梁材をクレーンで吊り上げる作業を行っていた際、足元に梁材を立てて置いた状態で上空のクレーンのフックを確認、手に取ろうとしたため、梁材が足元に倒れてきた。目を離していたため避けることができず、梁材に取り付いたプレート部分で左足に15cm程度の裂傷を負った。	49	1 ～ 9
11	14～ 15	建物内部の改修工事現場において、壁の仕上げ材、石膏ボードを作業員がバールにて撤去している時、被災者が撤去した石膏ボードを片付けようと作業員の足元に近付いた。声を掛けずに近付いた為、被災者が足元にいるのに気付かず、作業員がバールを引いた際、被災者の左眼に当たり負傷した。	19	1 ～ 9
11	11～ 12	ケースエリアにおいて、パレット奥に積まれたダンボール入り商品を持ち上げ、通路反対側のベルトコンベアに投入しようとした際、腰部を捻り負傷してしまった。	49	1 ～ 9
12	14～15	母屋解体工事の作業中、外壁のモルタルをバールで撤去していたところ、200角位のモルタルが高さ1.5mの所から落下し、左足に当たり骨折した（安全靴着用）。	32	1 ～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html